

1

2

3

4

淡海ユニバーサルデザイン行動指針 改定版

5

(本編)

6

1
2
3
4

淡海ユニバーサルデザイン行動指針(改定版)

はじめに ～ユニバーサルデザインとは～.....

- 1 ユニバーサルデザインとは
- 2 バリアフリーとの違い

第1章 基本的な考え方.....

- 1 指針改定の趣旨
- 2 指針の位置づけ・性格
- 3 指針の改定にかかる背景
- 4 推進体制等

第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン.....

- 1 基本目標
- 2 基本方針
- 3 基本姿勢

第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性.....

- 1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン
- 2 だれもが暮らしやすいまちづくり
- 3 だれもが使いやすいものづくり
- 4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割.....

- 1 県の役割
- 2 市町に期待される役割
- 3 県民に期待される役割
- 4 事業者に期待される役割
- 5 民間団体に期待される役割

滋賀が進めるユニバーサルデザインイメージ図.....

5

はじめに ～ユニバーサルデザインとは～

1 ユニバーサルデザインとは

だれもが“自分らしく”それぞれの「幸せ」を感じながら住みたくなる、住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためには、年齢、性別、能力、言語など、多様な人々の違いを認め合い、一人ひとりが尊重され、その人らしく活躍できるとともに、互いに支え合い、だれ一人取り残さない社会であることが大切です。

ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人が使えるよう、また使いやすいように**はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていく**という考え方です。こうした考え方を踏まえたまちづくりやものづくりを進め、情報、サービスを提供することが求められています。

すべての人が良いと思える状況を作るとは難しいかもしれません。しかし、そうした場合でも状況に応じた代替案を考えるというように、ユニバーサルデザインの考え方には、目標に向けてより多くの人に参加し、より良いものにしていく取組の過程そのものや姿勢も重要なことと位置づけられています。

本県では、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、だれもが自分のこととして考え、みんなで取り組みます。

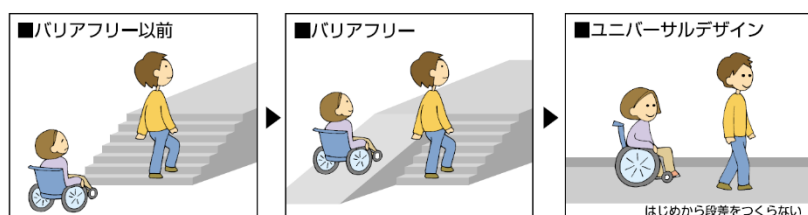
2 バリアフリーとの違い

「ユニバーサルデザイン」と比べられる考え方に「バリアフリー」があります。ユニバーサルデザインもバリアフリーも、だれもが快適で自由に行動できる社会を目指すという目標は共通しています。

バリアフリーは、主に高齢者や障害者の方々を対象として、日常生活や社会生活**における**様々な障壁(バリア)を取り除いていくという考え方であり、段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、施設の改善をはじめとするいろいろな取組により、これまで行動しづらかった方々の社会参加のために一定の成果を上げています。障壁がある限り、この取組が重要であることに変わりはありません。

ユニバーサルデザインは、様々な人の特性や違いがあることを考慮し、はじめからすべての人が利用することや参加することを前提に計画・実施することにより、様々な障壁を作らないという考え方です。

ユニバーサルデザインの考え方の例



第1章 基本的な考え方

1 指針改定の趣旨

本県では、平成17年(2005年)3月に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定し、だれもが一人の人間として尊重され、安心して暮らせるユニバーサル社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

指針策定から18年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展、外国人住民の増加や多国籍化など社会情勢が急速に変化してきています。

この間の、制度改正による「障害の社会モデル¹」の推進などの新たな概念や考え方を踏まえ、共生社会の実現に向けた指針に見直す必要があります。

また、令和7年(2025年)に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や大阪・関西万博の開催を好機として捉え、社会全体に一層ユニバーサルデザインの推進を図るため、指針を改定することとしました。

2 指針の位置づけ・性格

<位置づけ>

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」(平成6年(1994年))に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する「指針」として策定します。

<性格>

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組を主体的に進めるためのものであり、次の2つの性格をもっています。

- ① 県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて理解し、県と連携してユニバーサルデザインを推進するためのガイドライン

¹障害の社会モデル:障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。

3 指針の改定にかかる背景

滋賀県はこれまで平成6年(1994年)に「住みよい福祉のまちづくり条例」の制定、平成16年(2004年)に改正版となる「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の制定、平成17年(2005年)に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の策定を行ってきました。しかし、指針策定から18年以上が経過し、下記のとおり社会情勢は大きく変化してきました。

(1) 制度や概念の変化

障害者政策における大きな転換点は平成18年(2006年)の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の国連採択です(日本は平成26年(2014年)に批准しています)。

「障害の社会モデル」や、「私たち抜きに私たちのことを決めないで(Nothing about us, without us)」のスローガンのもと、障害当事者の参画など障害の有無によって分け隔てられることのないインクルーシブな社会づくりが提起されました。

これを受けて日本では「障害者基本法」の改正(平成23年(2011年))、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(平成25年(2013年))など、国際的な動向に合わせて「障害の社会モデル」を採用した障害者に関する法律の整備がされてきました。また、平成29年(2017年)に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定され、国において心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりについての取組が推進されてきました。

本県においても、令和元年(2019年)に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全面施行され、障害の社会モデルの考え方を踏まえ、合理的配慮の提供²を義務化することなどが規定されました。

なお、「障害者差別解消法」は令和3年(2021年)に改正され、合理的配慮の提供の義務化が令和6年(2024年)4月から民間事業者に拡大されましたが、滋賀県では当該条例において、事業者、個人における合理的配慮の義務化が先んじて実施されています。

そのほか、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(令和元年(2019年))や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」の施行(令和4年(2022年))などがあり、また、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化を推進する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正(令和2年(2020年))では、新設する公立小中学校が整備基準の義務対象となり、改正後の法令への対応が必要となっています。

²合理的配慮の提供: 障害のある人から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担の重すぎない範囲で、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うこと。

【障害者権利条約】

● ユニバーサルデザイン(第2条抜粋)

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

● アクセシビリティ(第9条第1項抜粋)

締結国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。

2

3 (2) 社会的環境の変化

4 ① 少子高齢化の進展

5 滋賀県の人口は、令和2年(2020年)頃をピークに減少局面に入り、今後も減少し
6 ていくことが見込まれています。令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は1.4
7 6で、全国1.30を上回っています³が、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持す
8 るための水準)である、おおむね2.07を下回っており、出生数も減少傾向となってい
9 ます⁴。一方、65歳以上人口は令和27年(2045年)頃まで、一貫して増加すると予
10 測しています。

11 急速に少子高齢化が進む現在において、建物、製品、サービスや情報提供媒体等
12 にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、身体機能の低下により制約が多くなる
13 高齢者が安全で快適に暮らしていくことができる環境づくりや、子どもを安心して生
14 み育てることができる子育てしやすい環境づくりが必要とされています。

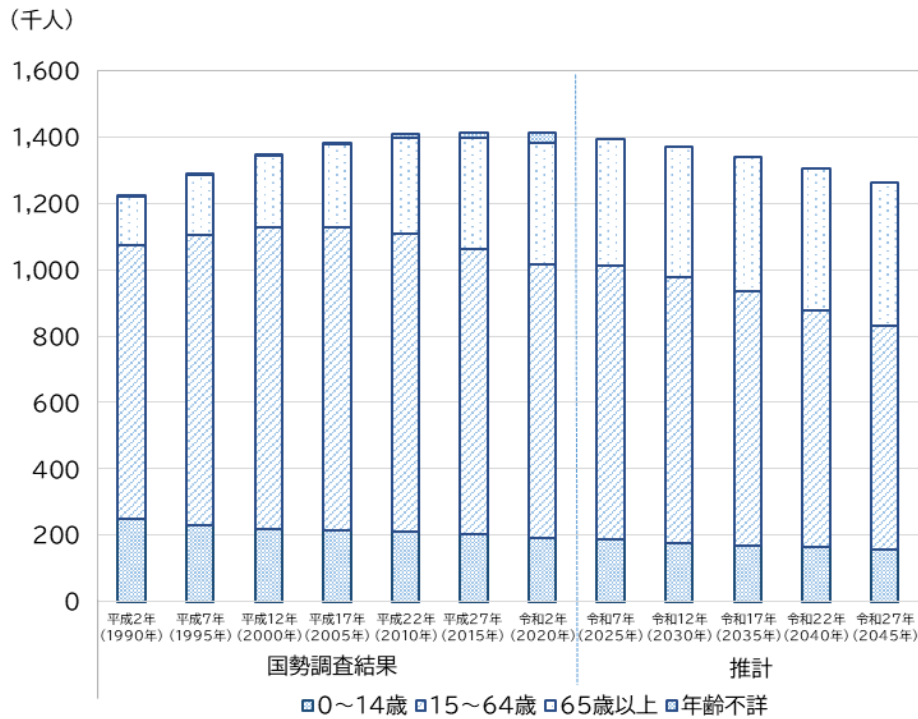
15

³ 人口動態統計 厚生労働省 令和3年(2021年)

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集(2020)

1

滋賀県の年齢(3区分)別人口の推移と将来推計⁵

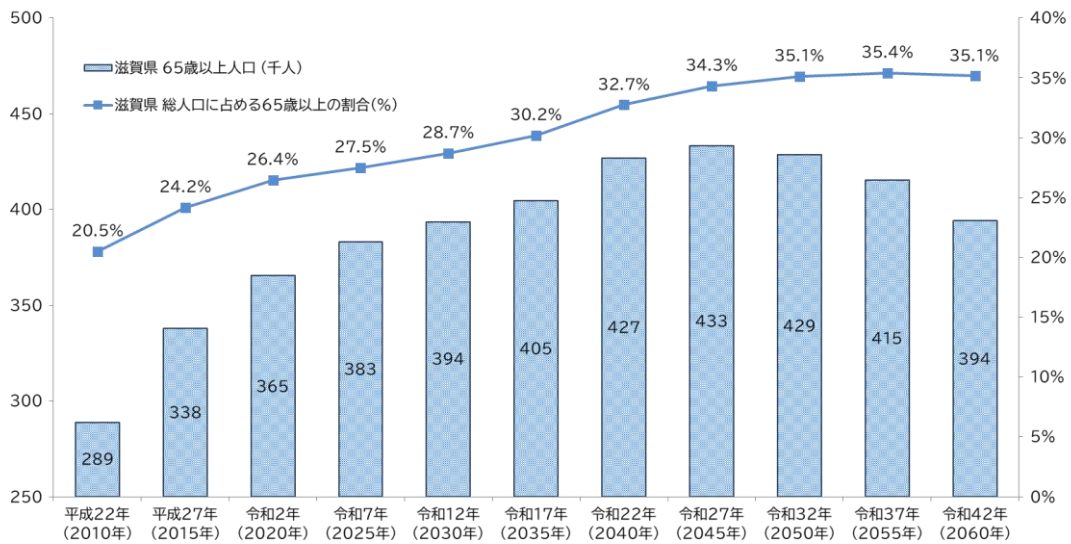


2

3

4

滋賀県の65歳以上人口および高齢化率の推移と将来推計⁶



5

6

7

8

⁵ 出典:国勢調査(総務省)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)集計)」

⁶ 出典:平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、および令和2年(2020年)は国勢調査(総務省)

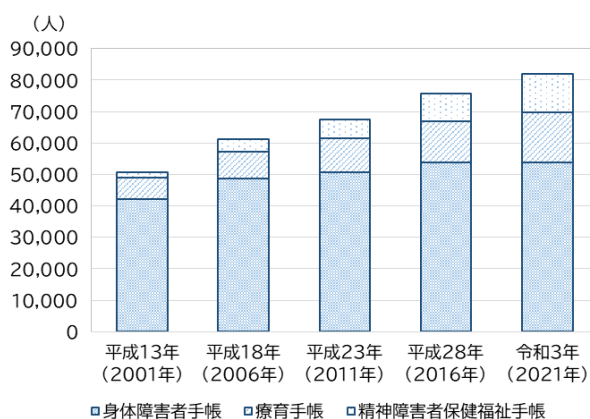
令和7年(2025年)以降の滋賀県推計は内閣府の推計値を基に滋賀県で推計値を算出

② 障害者の社会参加の状況

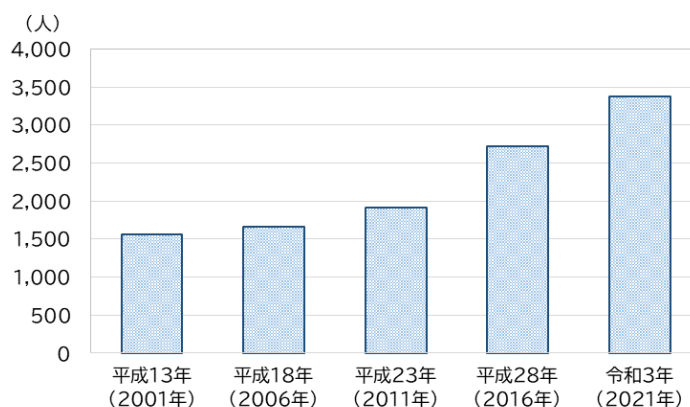
令和3年度末時点において、県内の身体障害者手帳所持者数は 53,802 人、療育手帳所持者数は 15,814 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 12,278 人となっています。

また、滋賀県内にある民間企業(43.5 人以上規模の企業 928 社:法定雇用率 2.3%)に雇用されている障害者の数は、令和 4 年(2022年)6 月 1 日時点において、3,620.5 人で、13 年連続で過去最高となっています。内訳は、身体障害者 1,839.0 人、知的障害者 1,135.0 人、精神障害者 646.5 人となっており、いずれも増加傾向となっています。障害者の自立や社会参加が進み、施設の整備などハード面の環境整備とあわせて、障害者に配慮した情報提供や理解の促進など、ソフト面においても、障害者が社会参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

滋賀県内各障害関係手帳所持者数⁷



滋賀県内一般の民間企業における障害者雇用状況の推移⁸



⁷ 出典:身体障害者手帳所持者数および療育手帳所持者数は各年度の福祉行政報告例、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年度の精神衛生報告例(各年3月末現在)

⁸ 滋賀労働局集計をもとに滋賀県作成(各年6月1日現在)

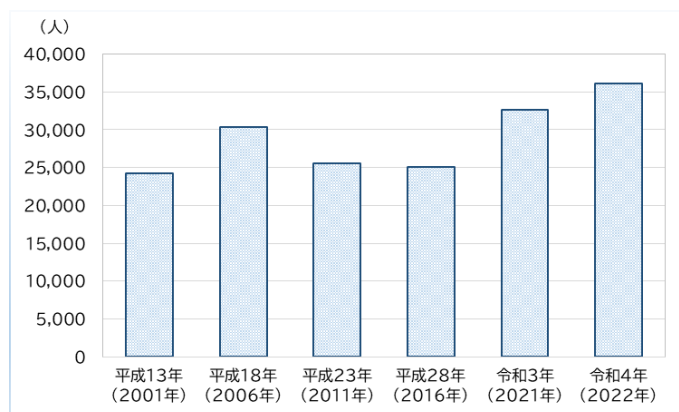
③ 国際化の進展

滋賀県の外国人人口は、平成 26 年(2014 年)以降、概ね増加傾向にあり、令和 4年(2022年)12 月末時点で 36,158人となっています。国籍別では、108 の国・地域となり、多国籍化が進展しています。⁹平成 26 年(2014 年)以降、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、外国人人口が増加し、国籍の構成も変化してきています。

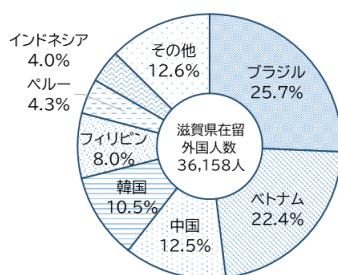
令和4年(2022年)10月末現在において、県内の外国人雇用者数は23,096人、外国人を雇用する事業所数は、2,576 事業所となり、いずれも過去最高を更新しています。¹⁰

今後、更なる多国籍化の進展や外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられており、滋賀県で暮らすすべての人が、国籍や民族などの違いにかかわらず、同じ地域で一緒に生活する一員として生活していくためには、多様な言葉や文化、風習、価値観などを理解し合い、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会となっていくことが望まれます。

滋賀県内の外国人人口の推移¹¹



滋賀県内外国人人口の割合¹²

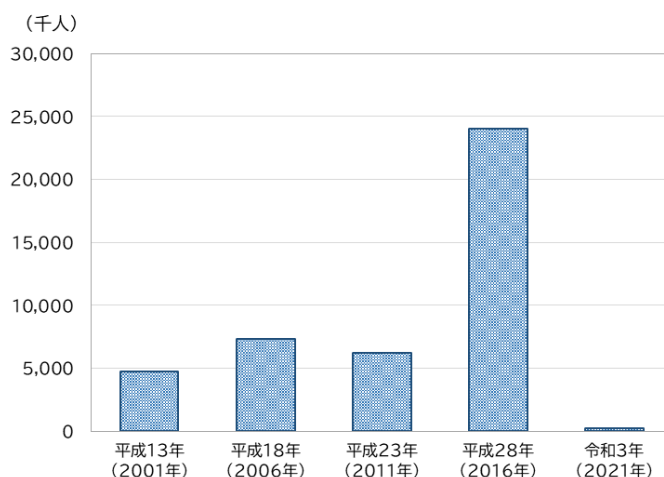


⁹ 出典:住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課(令和4年(2022年)12月末現在)

¹⁰ 出典:厚生労働省滋賀労働局発表資料

¹¹ 出典:住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課(各年12月末現在)

¹² 出典:住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課(令和4年(2022年)12月末現在)

訪日外国人旅行者数の推移¹³

2

3 ④ その他

4 令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的なパンデ
 5 ミックとなり、経済活動をはじめ、私たちの日々の暮らしや働き方、価値観に及ぶまで
 6 大きな影響を与えました。また、様々な理由でマスク着用が難しい方に対する理解の
 7 不足によって日常生活が送りづらくなるなど、**生活上の困難を抱える人たちへの配慮**
 8 **の欠如や理解不足等の**課題が浮き彫りになりました。

9 また、ICT(情報通信技術)の普及は着実に進んでおり、本県におけるインターネット
 10 ト利用率は **8** 割を超えています¹⁴。近年は、だれでも情報を発信することができるソ
 11 ーシャルメディアの利用が拡大しており、身近な情報伝達手段として浸透しつつあり
 12 ます。そうしたICT¹⁵の進展によって利便性が高まる中、最新のICTを活用しつつ、
 13 様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備が求められます。

14 **さらに、LGBT¹⁶等の性の多様性についての理解が求められるようになってきてい**
 15 **ます。他方で、トイレなどの利用にあたっての環境整備の課題が指摘されています。**

16 性別、年齢、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、だれもがその人らしく活躍
 17 できる社会を実現するためには、そうした社会環境の変化を踏まえ、ユニバーサルデ
 18 ザインの考え方を推進していくことが今後ますます重要になっていきます。

19

20

¹³ 出典：日本政府観光局(JNTO)「訪日外客統計」より作成

¹⁴ 出典：総務省「令和3年度通信利用動向調査」

¹⁵ Information and Communication Technology(情報通信技術)

¹⁶ LGBT：女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、両性愛者(バイセクシュアル)、性同一性障害者など性別違和感を持つ人(トランスジェンダー)の頭文字を取った総称。

1 4 推進体制等

2 様々な当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニバーサル
3 デザインに関する県の取組をはじめ、参画団体の取組の報告や意見交換を行いなが
4 ら、ユニバーサルデザインを推進します。

5 なお、指針については、急速に変化する国際情勢や国内情勢、変化する課題、県
6 民ニーズに対応するため、必要に応じて、5年程度で見直しを行います。

第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

1 基本目標

～だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくりをすすめるために～
誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

滋賀県では、ユニバーサルデザインを県政推進の前提となるような基本的な考え方の一つとして位置づけ、基本目標を定め、目標達成に向けた基本方針および基本姿勢を以下のとおりとします。

2 基本方針

- (1) だれもが取り組むユニバーサルデザインの推進
- (2) だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- (3) だれもが使いやすいものづくりの推進
- (4) だれもが満足できるサービス・情報の提供の推進

3 基本姿勢

- (1) 多様な人々の違いを認め合い、だれもがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指します。
- (2) 先駆的に取り組んできた先人たちの福祉実践や、障害者福祉施策を基礎に検証しながら、新しい社会課題に積極的に取り組みます。
- (3) 県民、事業者、民間団体、市町、県の連携と協働による取組を進めます。
- (4) 障害者権利条約で提起された考え方を根底に取組を進めます。
- (5) 持続可能な開発目標(SDGs¹⁷)の視点を生かした取組を進めます。

※ ユニバーサルデザイン推進にかかる取組は、SDGsの17の目標のうち、以下に掲げる目標が主に関係しています。

¹⁷SDGs:平成 27(2015)年9月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定

1
2
3
4
5
6
7
8



みんなで取り組むユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの考え方の基本となるのは、様々な人の利用や、その使いやすさなどについて、「はじめから」考えて計画、実施することです。また、結果はもちろん大切ですが、それと同時に結果に至るまでの過程、その結果を維持、継続する過程、さらに良いものに改良していく過程での取組そのものも大切にしています。

「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後対応ではなく、「はじめから」考えて、すべての人が生活、活動しやすい環境づくりを行うものです。

事業を実施するときに、「はじめから」すべての人を想定することにより、高齢者用、**子ども用**、障害者用などと利用者を限定するのではなく、様々な人が使いやすいものとするを可能とします。

また、将来にわたりどのように利用されるか想定して取り組むことにより、環境負荷を低減させることができ、将来にわたって持続可能な社会を次世代へと引き継いでいけることとなります。

「終わりなき」取組

ユニバーサルデザインは、はじめから、すべての人が利用可能なように計画、実施するという考え方ですが、そのためにはどのような方策が考えられるのか、それが困難な場合にはどのような代替りの案が考えられるのかなど、目標に向けてより多くの人々が参画し、様々な意見を聴きながらより良いものにしていくという過程やその姿勢が重要です。

また、できあがってしまえばそれで終わりというものではありません。作り上げたものの機能を低下させないよう維持し、さらに改良できないか絶えず考えることが重要です。

第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

- (1) 継続的な理解促進
- (2) 当事者参画の仕組みづくり
- (3) ひとづくり、学びの場づくり

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすい施設等
- (2) 移動しやすいまち
- (3) 快適に過ごせる住まい

3 だれもが使いやすいものづくり

- (1) 製品開発
- (2) 製品の利用促進

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

- (1) 利用しやすいサービスの提供
- (2) わかりやすい情報の提供

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

2 住み慣れた地域で安心して生活を営むために何より大事なことは、一人ひとりが尊
3 重され、互いに相手の立場に立って考える心を持つことです。

4 そのためには、「すべての人のため」を目指すユニバーサルデザインの考え方が広
5 く理解されるとともに、ユニバーサルデザインの推進を中心になって担う人材育成を
6 進めることが大切です。

○ これまでの主な取組

- (1) 県内の福祉団体、地域団体など約 120 の関係団体で構成する推進会議に
おける福祉のまちづくり研修会の実施
 - ▶ 参加者数：(H28)124 人、(H29)42 人、(H30)82 人
- (2) みんなで進めるユニバーサルデザイン探検隊事業の実施(R1年度)
 - ▶ 施設等訪問：4 施設、事例集発行：1,000 部
- (3) 外見からわからなくても配慮を必要とすることを知らせるヘルプマーク
の普及啓発
 - ▶ 配布数 (H29) 1,978 個、(H30)3,186 個、(R1)3,195 個、(R2) 2,700 個
- (4) 滋賀県福祉用具センターにおける高齢者疑似体験、車いす体験の研修
 - ▶ 参加者数：(H18~R3) 10,296 人
- (5) 福祉学習の推進
 - ▶ 福祉学習の実施状況：
小学校 (H28) 77.8%→ (R2) 90.8%
中学校 (H28) 73.8%→ (R2) 90.3%
- (6) 事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するため
にかかる費用の助成事業を実施
 - ▶ 助成件数：(R1) 181 件、(R2) 8 件
- (7) 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する職員向け研修
の実施による障害者への理解促進
 - ▶ 研修参加者数：(R1)452 人、(R2)313 人、(R3)488 人

(1) 継続的な理解促進

○ 現状と課題

- 指針の策定から 18 年が経過しましたが、ユニバーサルデザインの理解が十分
広がっているとは言えず、ユニバーサルデザインに接する機会を増やし、理解
を広めることが必要です。
- 平成 29 年度から導入しているヘルプマークについては、その配布により

認知が拡大しています。

- 小中学生をはじめ幅広い年代において福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

○ 目指す方向

- ① 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めます。
- ② 外見からはわかりにくい障害など困難を抱えている人への理解促進を図ります。

(2) 当事者参画の仕組みづくり

○ 現状と課題

- ユニバーサルデザインの推進にあたっては、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠かせないことから、意見、情報の交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映させる必要があります。

○ 目指す方向

- ① 「Nothing about us without us (私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、ユニバーサルデザインを進めるために、様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や、利用者が参画する仕組みを活用することにより、常に改良を続けていくという取組に努めます。
- ② イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

1 (3) ひとつづくり、学びの場づくり

2 ○ 現状と課題

- すべての県民が、様々な場でユニバーサルデザインについて、学ぶ機会を持つことができ、またその機会を増やしていくことが必要です。
- 小中学生をはじめ幅広い年代において福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や国籍、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

3 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等で学習する環境づくりを進めます。
- ② すべての児童・生徒がわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ③ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。
- ④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ⑤ 地域や職場などでユニバーサルデザインを推進するリーダー、ボランティア活動に参加するNPOをはじめとする民間団体の育成に努めます。
- ⑥ 率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう県職員の人材育成を行います。

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

生活を営むうえで、行動範囲が広がっていくことは、こころ豊かな生活につながっていきます。

あらゆる場面でだれもが自らの意思で自由に行動でき、快適に生活するためには、利用者の視点に立った生活環境の整備や、その機能を維持していくことが必要です。

○ これまでの主な取組

- (1) 公益的施設等¹⁸のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した整備
 - ▶ 条例に基づく届出件数：4,749件（H7～R3）
（H29）198件、（H30）206件、（R1）164件、（R2）153件、（R3）155件
- (2) 車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進
 - ▶ 車いす優先区画駐車場・思いやり区画駐車場設置状況
車いす優先区画：（H30）368 → （R1）827 → （R2）838 → （R3）1,075
思いやり区画用：（H30）391 → （R1）556 → （R2）577 → （R3）562
- (3) 歩行空間のユニバーサルデザイン化や歩道整備
 - ▶ 特定道路におけるバリアフリー化率：（H28）70.3%、（H29）73.4%、
（H30）75.8%、（R1）70.3%、（R2）72.9%、（R3）75.3%
- (4) 条例に基づく整備基準等を解説した施設整備マニュアルの作成（H17）、
改定（R2）、一部改定（R4）
- (5) 交通信号機に視覚障害者用付加装置の機能を付加するなどの改良・高度化、歩車分離信号機の整備
 - ▶ 視覚障害者用付加装置の整備：（R3）6箇所更新
 - ▶ 歩車分離信号機への改良：（H30）1基
- (6) 鉄道駅におけるエレベーター・エスカレーター等の整備に対して、市町に補助を実施
 - ▶ 補助実績：（H28～R1）JR甲南駅、（R2～）JR石部駅、比良駅
 - ▶ 駅バリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：（H28）80.0%、
（H29）88.9%、（H30）88.9%、（R1）88.9%、（R2）88.9%、（R3）90.5%
- (7) 市町における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進
 - ▶ バリアフリー基本構想¹⁹策定状況：策定済12市町、未策定7市町
- (8) 公営住宅の建替等における住戸内等のバリアフリー化の推進
 - ▶ バリアフリー化実施率：24.7%（H28）、25.1%（H29）、25.7%（H30）、
26.2%（R1）、26.7%（R2）

¹⁸ 公益的施設等：多数の者の利用に供する建築物、官公庁舎、道路、公園、駐車場および公共交通機関の施設

¹⁹ バリアフリー基本構想：旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。

1 (1) 利用しやすい施設等

2 ○ 現状と課題

- 新施設でのユニバーサルデザインは一定進んでいる一方、既存の施設ではだれもが利用することに配慮されていないものもあります。
- 車いす利用者等用駐車場の適正利用と区画設置に向けての事業者への働きかけが必要です。
- 建物や公園、道路などを造る際、様々な利用者の視点が十分に取り入れられずに、設置者や設計者のみの思いで計画、整備された例が見受けられます。
- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に定められた整備基準は必要最低限のものであるにもかかわらず、施設の設置者には、それに沿った整備をすれば十分であるという意識が見受けられることがあります。
- 利用者のニーズに応えるためには、施設や設備の整備や維持管理などハード面での対応に加えて、運営の方法や利用案内などのソフト面での対応も重要という認識が必要です。
- 公共施設や公園、観光地等に加えて、ちょっとした休憩や交流ができる場所といった憩いの空間の整備も考えていく必要があります。
- 本県を何度も訪れたい観光地にしていくためには、すべての人にとってストレスなく過ごせる環境を整えていくため、更なる多言語案内、トイレの洋式化、Wi-Fi 整備、バリアフリー化などの受入環境整備を進める必要があります。

3 ○ 目指す方向

- ① 多くの人利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう推進します。
- ② 施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、設置者や施設の整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持し、さらに利用しやすい施設に改良していきます。
- ③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。
- ④ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への適合だけでなく、より望ましいとする整備基準への適合を目指すための取組を行います。
- ⑤ 公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイ

ン化の取組を進めます。

⑥ だれもが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。

(2) 移動しやすいまち

○ 現状と課題

- すべての県民、来訪者が地域交通から広域交通まで様々な交通手段を組み合わせ、円滑に移動できる環境の形成が必要です。
- 旅客施設には、階段を利用しないと移動できない、車両も車いすの利用を考慮していないといった構造のものがあります。また、旅客施設からまちへ至る経路も段差があるなど整備が不十分な箇所があります。
- 特定道路について、引き続き、道路整備アクションプログラムに基づき、整備を進める必要があります。
- 駅のバリアフリー化について、鉄道事業者によっては、場所的な余裕がないなどの課題があります。

○ 目指す方向

- ① 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。
- ② だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。
- ③ 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、だれもが円滑に移動できるような交通ネットワーク形成を図ります。
- ④ 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。
- ⑤ すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな(継ぎ目のない)交通体系を構築します。

1 (3) 快適に過ごせる住まい

2 ○ 現状と課題

- 障害や加齢により身体能力が低下した場合等に対応した住宅に関する情報や、住宅相談窓口に関する情報を十分周知していく必要があります。
- 滋賀県では全国平均に比べて高齢世帯の持ち家率が高い傾向にあります。しかし、多くの住宅は 建築時期が古く、バリアフリー化されていないなど高齢期に不安を感じる構造となっています。

3 ○ 目指す方向

- ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化に関する情報を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発したり知識を広めます。
- ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。

5

3 だれもが使いやすいものづくり

私たちの身の回りには、様々な「もの(=製品)」が存在しています。現在の社会では、ものを使用せずに日常生活を送ることはできません。しかし、普段何気なく使用しているものの中には、使い勝手が悪かったり、使い方が複雑であったりといった、利用者が不都合を感じるものも少なくありません。

今後も、利用者の視点に立った、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの製品の開発や、その普及を進めていく必要があります。

○ これまでの主な取組

- (1) 滋賀県福祉用具センターにおける福祉用具の改造・制作、貸出等
- 福祉用具の改造・制作状況：(H18～R3) 982 件
 - 福祉用具展示品の試用評価および貸出：(H20～R3) 6,382 件

(1) 製品開発

○ 現状と課題

- ユニバーサルデザインの製品の普及が必要です。
- 福祉用具など、個々の利用者の状態や生活環境に対応する必要がある製品の制作等が必要です。

○ 目指す方向

- ① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。
- ② 事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。
- ③ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送れるよう、福祉用具の普及啓発を行うとともに、身体障害のある人の意思を尊重し、その人にあった補装具²⁰の支給への支援をします。

²⁰ 補装具：障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具

1 (2) 製品の利用促進

2 ○ 現状と課題

- ユニバーサルデザイン製品に対する認知度はまだまだ低く、需要の把握や供給も十分であるとはいえません。

3 ○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザイン製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 率先してユニバーサルデザインの製品の購入、利用に努め、事業者によるユニバーサルデザイン製品の供給を促します。
- ③ 県におけるユニバーサルデザインの公共調達²¹を推進します。

5

²¹ 公共調達: 県や市町などが消耗品などの物品や通信機器を購入すること。

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

住み慣れた地域社会でいきいきと生活できるユニバーサルデザイン社会を実現させるためには、必要な情報がいつでも、どこでも、簡単に手に入るとともに、だれでもサービスを利用できることが大切です。

特に、日常生活に密着した行政情報については、だれにでもわかりやすい表現や方法により提供されることが望まれます。

○ これまでの主な取組

- (1) 障害当事者による県内施設のバリアフリー調査を実施し、調査結果をとりまとめたホームページを開設(R2)
 - 調査施設数：公共交通機関 122 駅、宿泊施設 70 施設
- (2) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣
 - 派遣回数：(H28)10,928 回、(H29)8,406 回、(H30)8,542 回、(R1)8,810 回、(R2)6,290 回、(R3)7,540 回
- (3) 点字版・音声版発行など、県広報のユニバーサルデザイン化
 - 滋賀プラスワン※1回の発行部数。年6回発行
 - 音声版広報誌発行部数：(R1)271 部、(R2)268 部、(R3)264 部
 - 点字版広報誌発行部数：(R1)165 部、(R2)163 部、(R3)155 部
 - 滋賀県議会だより※1回の発行部数。年5回発行
 - 音声版発行部数：(R1)235 部、(R2)233 部、(R3)227 部
 - 点字版発行部数：(R1)159 部、(R2)157 部、(R3)153 部

(1) 利用しやすいサービスの提供

○ 現状と課題

- 質の高い県民サービスを行う県庁の確立を目指し、引き続き県庁を挙げて率先行動に取り組むことが求められています。
- 民間においても、ユニバーサルデザインに対する理解を深め、すべての人の利用に配慮したサービス提供を行うことが求められています。
- 身近な地域の文化施設・スポーツ施設等においてだれもが一緒に参加するためのサービスの充実を図ることが必要です。

1 ○ 目指す方向

- ① 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。
- ② 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。
- ③ だれもが等しく文化芸術やスポーツ等に親しめるよう、環境の整備等に取り組みます。
- ④ イベントや会議等のユニバーサルデザイン化を図ることで当事者参画を推進します。

2

3

4 (2) わかりやすい情報の提供

5 ○ 現状と課題

- 障害特性や言語に配慮した手段での提供がされないことにより、社会制度や行政に関する情報などの取得がしにくい状況があります。
- 高齢者や障害者、外国人など様々な利用者にとって、必要な情報をわかる形で提供することが必要です。

6

7 ○ 目指す方向

- ① 情報保障の確保のため、情報発信や申請手続き等について、よりわかりやすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ（利用しやすさ）を高めます。
- ② 利用者から求められている情報の把握に努め、ニーズに合った情報を、正確に、わかりやすく、様々な媒体を活用して提供するよう努めます。
- ③ 公共空間における表示等について、よりわかりやすく、だれにとってもやさしいデザインの導入を進めます。
- ④ ICTを活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。
- ⑤ 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。

8

1 第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

2 ユニバーサルデザイン社会を実現するためには、県民の日常生活をはじめ、経済
3 活動や社会システムなどすべてにおいて、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、
4 様々な営みに反映される必要があります。

5 この考え方は、結果だけでなく、目標に向かって多くの人に参加し、できる限り良
6 いものにしていくとする過程や、その姿勢が重視されています。

7 また、障害当事者をはじめとした様々な人による評価を行い、だれもがより利用し
8 やすいものを目指して、絶えず必要な改良を続けていくという継続性も大切です。

9 ユニバーサルデザインの取組を進めていくにあたっては、常にこれらのことを念頭
10 に置き、県、市町、県民、事業者、民間団体などが自らの役割を認識したうえで、互い
11 に連携、協働して、主体的、積極的に取り組み、県全体のこととして広げていくことが
12 重要です。

14 1 県の役割

15 県は、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本に福祉のまちづく
16 りに取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、より広い施策について、
17 各組織が連携し、率先して取組を進めます。

18 推進にあたっては、市町、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠か
19 せないことから、様々な普及活動や取組を行うと同時に、意見、情報の交換の機会を
20 設けてより多くの方々の意見を反映していきます。

21 また、調査、研究などにより情報収集を行うとともに、広報誌やホームページの活
22 用、フォーラムの開催などを通じて、県民への情報提供に努めます。

23 さらに、学校教育をはじめとした様々な学習の場を通じて、ユニバーサルデザイン
24 の考え方を学ぶ機会を設けるとともに、研修会の開催などにより、様々な業種や職種
25 の方を対象とした意識啓発に努めます。

26 国に対しては、様々な面からユニバーサルデザインの推進について働きかけます。

28 2 市町に期待される役割

29 市町は、住民の積極的な参画を得て、ユニバーサルデザインの考え方や、この指針
30 の趣旨および内容を踏まえ、国や県、事業者、民間団体などと連携しながら、主体的、
31 積極的にまちづくり、教育、交通などの様々な分野において施策を展開することが期
32 待されます。

33 施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、ユニバーサル
34 デザインの推進に関する指針や、バリアフリー法に基づく基本構想をはじめ、まちづく
35 りに関する基本計画を策定することなどが期待されます。

1 また、住民に様々な機会や手段を通じて啓発を図ることや、学校教育をはじめとし
2 た様々な学習の場において理解を深める場を設けることなど、だれもがユニバーサ
3 ルデザインについて知り、学ぶ機会を提供することが期待されます。

5 3 県民に期待される役割

6 ユニバーサルデザインの推進にあたって何より大切なことは、県民一人ひとりが、
7 年齢、性別、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いの個性や違いを理解
8 し、認め合い、尊重する意識を持つことです。このため、子どものときから、それぞれ
9 の家庭や地域において、常に相手の立場に立って考える気持ちを育てることが必要
10 です。

11 こうした心を持つことによって、高齢者や障害者等の行動の妨げとなることを行わ
12 ないことはもとより、困っている人に積極的に手を差し伸べることなどを当然のことと
13 して行うようになることが期待されます。

14 また、ユニバーサルデザインを効果的に推進するには、県民が理解を深め、行政や
15 事業者、民間団体などが行う取組に協力するとともに、その取組の問題点や改善点
16 について積極的に意見、提言を行い、取組を評価、支持することが重要です。

17 このため、県民一人ひとりが自ら、施設、製品、サービスなどの使いやすさを点検
18 することにより、暮らしの中にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、身近なことから
19 主体的に行動していくことが期待されます。

21 4 事業者期待される役割

22 事業者は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、多様な利用者のニーズを踏ま
23 えた施設整備や製品開発、サービスの提供などに積極的に取り組むことが期待され
24 ます。そのためには、事業所内や業界内において、ユニバーサルデザインの考え方の
25 普及啓発、リーダーの育成など、具体的な取組が望まれます。

26 事業実施にあたっては、企画立案の段階から、またできあがった後も、できるだけ
27 多くの利用者から意見を聴き、反映させるという仕組みづくりを進めることが期待さ
28 れます。

29 さらに、利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携して、ユニバ
30 ーサルデザイン推進に関する民間活動の中心的な役割を果たしていくことが期待さ
31 れます。

33 5 民間団体に期待される役割

34 様々な分野で市民が自発的に社会貢献活動などを行う NPO などの民間団体は、

- 1 県民のニーズが多様化、高度化する現在にあって、ユニバーサルデザイン社会を支
- 2 える重要な担い手です。民間団体には、ユニバーサルデザインの普及、行政や事業
- 3 者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化など、ユニバーサルデザインを推進す
- 4 るためのより積極的な活動が期待されます。
- 5 また、民間団体の立場から、行政や事業者などの取組に対して積極的に協力する
- 6 こと、より良い取組への提案を行うこと、また自ら実践することが期待されます
- 7

滋賀が進めるユニバーサルデザインイメージ図

背景となる滋賀県の現状

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ 障害者の社会参加
- ・ 国際化の進展

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて
「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり」

基本姿勢

- 共生社会の実現を目指す
- 新しい社会課題に積極的に取り組む
- 県民、事業者、民間団体等との連携と協働に取り組む
- 障害者権利条約の考え方を根底に取り組む
- SDGsの視点を生かして取り組む

だれもが取り組む **ユニバーサルデザイン**

（継続的な理解促進
当事者参画の仕組みづくり
ひとづくり、学びの場づくり）

だれもが暮らしやすい
まちづくり

（利用しやすい施設等
移動しやすいまち
快適に過ごせる住まい）

だれもが使いやすい
ものづくり

（製品開発
製品の利用促進）

だれもが満足できる
サービス・情報の提供

（利用しやすいサービスの提供
わかりやすい情報の提供）

県民

事業者

民間団体

県

市町

連携と協働による推進

基本目標

だれもが住みたくなる滋賀の
まちづくりをすすめるために
～誰もが自分らしく幸せを感じられる
「健康しが」の実現～